

第44回AITオールイントラベル杯 令和4年度東日本学生ハンドボール選手権大会 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン

令和4年7月25日

主管：北海道学生ハンドボール連盟

1. 大会運営に関する事項

a. 大会は有観客で行う。

本大会は感染対策のため、観客は「入力フォーム」への事前登録、または「健康チェックシート（一般用）」の提出をお願いします。関係書式は北海道学連及び関東学連のホームページからダウンロードの上、印刷・記入していただき、試合観戦当日に会場の受付へ提出してください。

受付にて、健康管理チェックシートを記入し提出すること

入力フォームより事前登録をすること。

入力フォーム <https://forms.gle/Y8jJAgjiFcq4wGMt5>

「健康チェックシート（一般用）」の様式は、下記からダウンロード可
北海道学生ハンドボール連盟HP

<http://hokkaidogakurenhand.web.fc2.com/index.html>

関東学生ハンドボール連盟HP

<http://www.asahi-net.or.jp/~zb3m-knk/>

b. 大会延期及び中止の判断について

i. 大会期間中、開催自治体に「緊急事態宣言」「大会自粛要請」等が発出された場合は、全日本学連で中止又は延期を検討する。

ii. 大会期間中に新型コロナウイルス陽性感染者が発生した場合、該当試合は全日本学連において協議の上、対応を決定する。

c. 下記項目に該当する場合、大会参加を認めない

i. 本人及び当該大学の参加同意がない場合

ii. 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（総則） 4 選手・スタッフ等の参加制限について、の各項目に該当している場合

iii. 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（総則）に記載されている遵守事項が守られていない場合

iv. 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（総則）の他、感染症予防の観点から不適切な行為の事実が判明した場合

d. 宿泊施設での過ごし方について

i. 大会期間中においては、宿泊施設においても当ガイドラインの適用範囲となることから、遵守事項を守ること

ii. 万が一感染者が生じた際に、適切な対応をするために、各チームの責任において、部屋割り等、チーム構成員の所在を確認しておくこと

2. 会場運営に関する事項

a. 会場に入場できる者

i. 大会役員・競技役員・審判員・競技補助員および観客

ii. 大会参加資格を満たしているチームおよび個人

- iii. 全日本学連または主管学連が認めた者
- b. 会場への入場について
 - i. 指定された入口から入場すること。
 - ii. 前の試合のチームと接触しないこと、また、待機時に密集しないこと。
- c. 会場からの退場について
 - i. 試合終了後は、速やかに退場すること。
 - ii. 指定された出口から退場すること。
 - iii. 次の試合のチームと接触しないこと。
- d. 更衣室・控室、トイレ、手洗い場、その他待機スペースについて
 - i. 指定された場所、設備、時間帯のみ使用を認める
 - ii. 指示のあった内容以外の使用方法は認めない。
- e. 会場内でのミーティングについて
 - i. 競技場以外の会場内において多くの選手・スタッフが参集すること（円陣・集合）は禁止する
- f. 会場内での飲食について
 - i. 座席の間隔を守り、黙食を可能とする。

3. 競技運営に関する事項

- a. ウォーミングアップ
 - i. 各試合間の時間に競技場内外にて行うこと。
 - ii. コートサイドでのアップは不可
 - iii. ランニングデッキは使用可（ボール使用不可）
 - iv. 外でのアップは可能（ボール使用不可、声出し禁止）
- b. オフィシャルミーティング
 - i. 試合開始予定時刻の30分前に審判員立会いのもと行う。
- c. 試合前・中・後のスタッフ間、選手間の挨拶など
 - i. スタッフは交代地域内にとどまったまま挨拶すること。
 - ii. 選手間の接触を伴う挨拶は行わないこと。
- d. 競技中の感染症予防対策について
 - i. 試合に出場している選手以外は、原則、マスクを着用するものとする。
 - ii. ベンチにおける選手間の距離を1m程度確保すること。
- e. 競技中における各チーム補助スタッフの待機について
 - i. 指定された場所において、密にならないように待機すること。
 - ii. 試合中の応援は声を出さないこと、また、各種用具等を用いた応援も認めない。
- f. 陽性者、濃厚接触者、体調不良者の判明により辞退しなければならなくなった場合、原則として試合は対戦チームを不戦勝（16-0）とする。

4. その他

- a. ここに定めがない事項について対応が迫られた場合は、全日本学連に諮ることとする。
ただし、全日本学連に諮るいとまが無い場合は、主管学連にて対応することとする。